

令和4年度 福岡市立城南市民センターの管理運営に対する評価について

1. 施設概要

- (1)施設名 福岡市立城南市民センター
 (2)所在地 福岡市城南区片江5丁目3番25号
 (3)施設内容 延床面積4,043㎡（鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階建て）
 ホール（500席）、第1・2・3会議室、第1・2和室、実習室、音楽室、視聴覚室、託児
 (4)開館年月日 昭和59年8月1日
 (5)施設の役割
- | | |
|--|---|
| | 市民の教育、文化の振興、社会福祉の増進に寄与するとともに、地域の連帯意識の高揚に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、市民センターを設置する。（福岡市立市民センター条例より抜粋） |
|--|---|

2. 指定管理者

- (1)指定管理者 九電ビジネスフロント・九州メンテナンスJV
 代表企業 株式会社 九電ビジネスフロント
 構成員 九州メンテナンス株式会社 の共同事業体
 (2)指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

3. 評価方法について

指定管理者から提出された令和4年度事業報告書、自己評価シート及び収支決算書等を確認し、指定管理者へヒアリングを実施したのち、評価委員会にて評価を行った。

※評価のポイント

区 分	評 価 項 目
管理体制	①本部と現地の管理体制 ②人員配置（労働条件モニタリング含） ③人材の育成計画・研修 ④法令等遵守 ⑤危機管理・安全対策 ⑥個人情報の保護 ⑦経理事務 ⑧収支状況 ⑨指導等の対応
運営管理	①利用者に対するサービスの質の確保及び向上 ②苦情対応 ③使用料の徴収・収納 ④警備 ⑤効果的な集客対策 ⑥指定管理者企画事業の取組 ⑦地域や関係団体とのかかわり方 ⑧暴力団排除
維持管理	①建物や設備の法定点検・保全等 ②施設・付帯設備 ③清掃 ④再委託 ⑤緊急修繕 ⑥備品の管理 ⑦環境への配慮

4. 総合評価及び所見

(1)総合評価	C
(2)所見	<p>○施設の維持管理や運営については概ね計画どおりできており、今後とも適切な管理運営を心がけ、また、本部と現地との情報共有や連携を図りながら広報活動を積極的に行い、企画事業の実施や集客対策をし、よりよい施設となるよう期待する。</p> <p>○使用料積算に一部錯誤のため還付手続きが発生し、その後速やかに改善されたが、日頃より適切な事務処理に努めていただきたい。</p>

- | |
|--|
| A 十分な成果が認められる。業務に対し、積極的な工夫・改善の取組みが行われている。
B 成果が認められる。業務に対し、工夫・改善に取り組む姿勢が見られる。
C 標準的な業務の水準であり、概ね成果が認められる。現在の取組みにおいて、さらに工夫できる余地がある。
D 業務に対し、改善すべき事項が見られる。
E 業務の基準を満たしておらず、すみやかな改善が必要である。業務に問題があり、早期対応が必要である。 |
|--|